

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年10月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第46号

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号から第25号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項第25号中「市税」を「軽自動車税」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月15日から施行する。

(行財政局人事部人事課)